

「あいち水循環再生基本構想」(骨子案の概要)

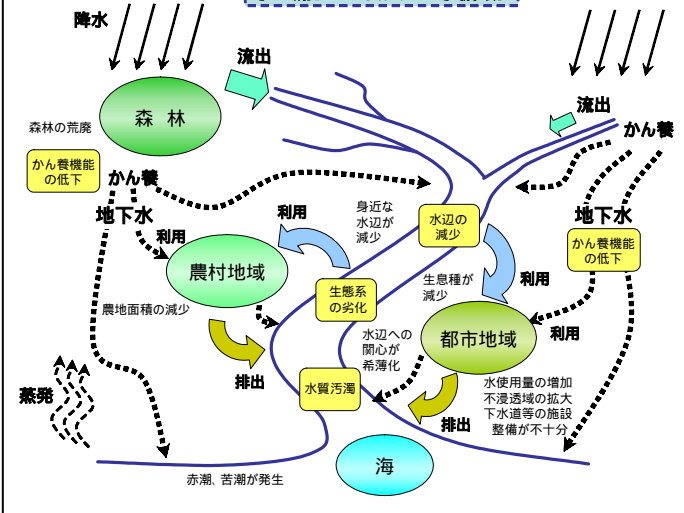
はじめに

水は雨として降り、川や地下水として海へ流下し、また蒸発するという水の循環を形成しており、水量の確保、水質浄化、多様な生態系の維持、水辺の保全等の機能を有している。このことから水質汚濁等の水の問題を解決するにはさまざまな機能をもつ水循環に着眼した取組みが重要となっている。

1 構想の基本的事項(第1章)

急激な産業の発展や都市化の進展、森林の荒廃、農地の減少等により水循環が変化し、都市周辺の河川、海域の水質汚濁、生態系の劣化、水辺の減少等による人と水とのかかわりが希薄化や都市型水害などの課題が顕在化。県民、事業者、民間団体、行政などの参加と連携・協働により、環境保全上健全な水循環を再生し、産業の持続可能な発展と県民の身近な環境の豊かさなど、人と水との豊かなかかわりを実現するための指針とする。

水の流れ、つながり「水循環」



2 水循環の現状(第2章) 3 水循環の課題(第3章)

- 1 河川などの水質汚濁
 - ・都市周辺の中小河川や湖沼で水質改善が進まず、県民を水辺から遠ざけている
 - ・海域でも水質改善が進まず、水産被害も発生

水循環の現状
・下水道等の施設整備が不十分
・赤潮、苦潮が発生

- 2 川などの流れの変化
 - ・農地・森林におけるかん養機能の低下
 - ・都市域における地下水かん養機能や保水機能の低下
 - ・地下水の利用の効率化

水循環の現状
・水使用量の増加
・都市域での雨水不浸透域の拡大
・森林の荒廃
・農地面積の減少
・地下揚水量の減少と地下水位の回復

- 3 生態系の劣化
 - ・河川などにおいて生物多様性が減少傾向
 - ・生物の生息・生育環境が貧弱化

水循環の現状
・淡水魚などの生息種が減少

- 4 水辺の減少
 - ・身近な水辺の減少
 - ・人と水との絆の回復

水循環の現状
・河川護岸のコンクリート化などにより身近な水辺が減少
・水辺への関心が希薄化

4-1 構想のめざす姿と再生の取組み(第4章)

目標 人と水との豊かなかかわりの回復・創造

めざす姿

- 「安心して遊べるきれいな水」
- ・きれいな水は、川や海などの利用目的の適応性を広げ、利水、水産資源、生物の生息域等としての人と水とのかかわりを広げます。
- ・水質環境基準の達成とともに、子供たちなどが安心して遊ぶことができる程度の水質の、きれいな川や海などをめざす。
- 「安全に暮らせる豊かな流れ」
- ・豊かな川の流れや地下水は、利水の安定化や生態系、湧き水、湿地の保全をもたらすとともに、かん養機能の回復は災害の防止にも役立っている。
- ・安定した生活用水、産業用水や流域の生態系の保全に必要な、豊かな流れが確保され、災害の少ない、安全に暮らせる流れの川などをめざす。
- 「水が育む多様な生態系(いのち)」
- ・多様で豊かな生態系とは、生物にとって生息しやすい環境が保たれていることであり、人が自然と共生していくなかで大きな意義をもっている。
- ・川や海などに従来生息・生育していた、動物や植物を保全・再生し、多様な生態系の回復をめざす。
- 「人と水とがふれあう水辺」
- ・水や水のある風景や音などは、人々にやすらぎや潤いを与え、豊かで快適な暮らしの創出につながる。
- ・親水性を高めた水辺の保全・創出や、流域の人々の出会いの創出などにより、人と水とのかかわりの機会がより多くなることをめざす。

4-2 水循環再生指標の作成(第4章)

- ・水循環が再生された川などの生きた姿を把握するため、水質、水量等を単独ではなく総合的にモニタリングすることにより、わかりやすく簡易な方法による総合的な水循環再生指標を作成する。

4-3 水循環再生の取組み(第4章)

場の視点から流れの視点への転換

これまでの取組み

- ・その場、その場の水環境の状況に応じた「場の視点」で対策を実施
- ・水に関する環境、治水、利水、水産等の各分野の個別的な取組

これからの取組み

- ・水循環の多面的機能や、生活や事業活動との有機的つながりを認識し、流域の上流から下流、地表から地下、川から海への流域の広がりの中で、各主体が「流れの視点」で一体となって連携・協働し、総合的に取り組む

流れの視点による取組みの展開

地域的なつながり・「流域」と、人や営みのつながり・「連携」に着目した取組み

流域にわたる取組み

流域の県民、事業者、行政等が、流域全体での取組みと、地域に特徴的な取組みを複合的に組合せ、総合的に実施

- ・「きれいな水」実現に向けた、流域の全域における生活排水対策、産業排水対策等とともに、山間地域では森林の整備・保全、農村地域では環境保全型農業の推進、都市地域では下水道整備の推進、沿岸地域では干潟・浅場の造成などの取組み
- ・「豊かな流れ」実現に向けた、流域の全域における緑化の推進、湧水の保全、各種用水の効率的利用と節水意識の高揚等とともに、山間地域では森林の整備・保全、農村地域では農地の保全・管理、都市地域では雨水浸透施設・透水性舗装等の推進などの取組み

連携による取組み

各主体の参加の広がりをもたせることや関連した取組みを組合せることにより効果的に実施

- ・流域の河川清掃の実施時期を合わせたり、アダプトプログラムの活用など県民・民間団体との連携を図ったり、情報の共有化を図るなどで連携した取組み
- ・森林の整備・保全における、間伐などの適正な森林整備、間伐材の利用促進、森林の持つ多面的機能を啓発する環境学習の推進などの連携した取組み
- ・農地保全における県内産農産物の安定供給、地域農産物の利用拡大、農業の効率化、農業担い手の育成などの連携した取組み など

5 取組体制と役割分担(第5章)

(取組体制)

- ・尾張・西三河・東三河の3地域ごとに流域協議会を設置
- ・流域の水循環の現状、課題について共通の認識をもち、目標、取組内容について合意形成の上、流域行動計画をとりまとめ、連携・協働して取り組む

(取組みの評価)

- ・連携・協働したモニタリングにより、水循環再生指標を用いて評価する。

(役割分担)

- ・県民 日常生活に起因する環境負荷の低減、自主的・積極的な行動
- ・事業者 直接的な水循環再生の取組み、製品やサービスに関する間接的な取組み、地域との連携した取組み
- ・民間団体 連携・協働に配慮した取組み
- ・行政(県) 総合的な施策の実施と流域の市町村間の調整、情報の発信環境学習、啓発等、連携の場の提供
- ・行政(市町村) 地域の状況に応じた取組み支援窓口、連携の場の提供